



佐賀県  
佐賀広域消防局



# 違反処理体制・査察体制

**事例類型** I 実効性向上 / II 高度化・専門化 / III 効率化 / VII その他

**取組期間** 平成 25 年 4 月から

## 背景

これまで本局では、各種調査・統計等はその都度各署に依頼し、個人が管理しているエクセルファイルや関係台帳を開き集計する手法により行っていたが、平成25年4月、防火対象物を管理するシステムが導入され、各署の実態を統一的に把握できる環境が整った。

管内の防火対象物の査察実施状況については、システムが導入されるまでどのような対象物にどの程度の間隔で行っているか把握することができなかった。また、どのような対象物でもすべての項目について細かく査察を行っており、1件あたりの所要時間が長かったため、管内の査察実施率は全国平均を大きく下回っていた。

## 内容

### 1. 違反処理体制の構築

管理システムの導入により、設備未設置違反数等が常に把握できるようになったため、重大違反の考え方を整理し、この中でも特に、特定防火対象物を優先して違反是正を行うこととし、効率的に違反処理を行うこととした。また、職員が効率的に事務処理を行えるようになるよう、独自の事務処理マニュアルを整備し、説明会を開催した。

システムから抽出した違反を一覧表に整理し、用途、違反内容、是正状況及び各担当との定期的なやり取りを記録し、指導が停滞している場合は指導促進を行うことができるようにした。

管理システム導入以前は、勧告書が公布されることはほとんどなかったが、上記の取組により、勧告書を含む違反処理件数は、

勧告書：8件(H25)→14件(H26)→5件(H27)→0件(H28)

警告書：2件(H25)→11件(H26)→6件(H27)→9件(H28) となった。

違反処理体制が定着しつつあったことを踏まえ、平成27年度からは特定対象物の違反是正については勧告処理をせずに警告処理することとし、特定対象物にあっては違反覚知から6か月以内に、非特定は1年以内に違反処理するよう指定した。

### 2. 査察体制の構築

システムの導入により、査察対象や未実施期間が把握できるようになったため、年間査察計画に基づき詳細に査察計画を作成させ、随時実施率の把握に努めた。

しかしながら、従来は、全項目について細かく査察を行っており、1件あたりの所要時間が長かったため、立入検査の種類設定し、総合査察(全項目)、消防設備査察(法第17条部分のみ)、特別査察(中元・歳暮期に避難管理のみ)、防災物品査察(法第8条の3部分のみ)、防火管理査察(法第8条部分のみ)、条例関係査察(火災予防条例に係る部分のみ)、避難施設査察(廊下、階段、出入口、防火戸又は避難器具のみ)、火気管理査察(法第9条部分のみ)及び防災管理査察(法第36条にかかわる内容)を行うこととし、それぞれ査察にあたる職員の人数についても指定した。

ここでの査察の種類は、「防火対象物定期点検報告」や「消防用設備等点検結果報告」制度を利用することで選定できることとし、例えば、点検報告の実施結果に基づき柔軟に運用できることとするとともに、点検が報告されていない防火対象物には、一斉通知を行い各点検報告の提出を求めた。

## 成果

### 1. 違反処理体制の構築

違反処理が積極的に実施されるようになった結果、殆どの違反対象物は、警告処理の段階で是正がなされるようになった。

重大違反件数の推移(特定・非特定総数)

#### 重大違反件数の推移(特定・非特定総数)

平成25年度当初…自火報114件、屋内栓58件、SP2件

平成26年度当初…自火報84件、屋内栓40件

平成27年度当初…自火報64件、屋内栓23件、SP2件

平成28年度当初…自火報44件、屋内栓26件、SP2件

平成29年1月…自火報30件、屋内栓32件、SP2件(特定…自火報7件、屋内栓9件、SP2件)

となっている。

### 2. 査察体制の構築

部分査察が少しずつ定着していき、査察件数が上昇した。同時に点検報告の提出率が上がった。

## 特記事項

### 1. 違反処理

残存している違反のうち、その多くは非特定防火対象物が占めている。現在、特定防火対象物への命令が無い中で、非特定防火対象物に対し特定対象物と同様の手続きにより命令することに消極的であることから、今後、命令へどう移行すべきか検討中である。

### 2. 査察体制

査察件数は大きく増加したが、点検報告の一斉通知により同時期に点検依頼があることで点検業者が対応できないといった情報が入っているため、今後の課題である。

## 選考委員のコメント

管理システムを新たに導入し、その効果を定量的に把握することで合理化を図るとともに、当該システムを活用し着実に違反処理・査察業務を進めることを目指した段階的なマニュアルの整備やそれらに合わせた研修の実施など、実効性の非常に高い取り組みである点が素晴らしい。